

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（ 2019 年度）

住 所 東京都世田谷区桜新町2-12-10

事業者名 国際自動車株式会社 世田谷
代表者名 取締役社長 長谷川 裕紀

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサルデ ザインタクシー	95台のタクシーをユニバーサルタクシーに置き換える	130台

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務社員の配置	乗務社員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する	51名

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

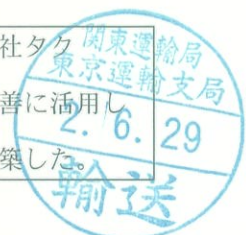
対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
配車アプリへの 車両指定機能の 追加	配車アプリで、予約時にユニバーサルデザインタクシーが 指定できるようになる。	2020年1月導入済

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務社員の研修 車椅子使用者の 乗降支援の実技 研修の実施	新人乗務社員は全てユニバーサルドライバー研修を受講する	96名

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>障害者等が多く参加するイベント等、ユニバーサルタクシーを優先する場合には、他社タク シーと連携体制を構築した。 ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用し た。 本社のタクシー事業部企画管理課をバリアフリー主管課とし、社として推進体制を構築した。</p>
--



(3) その他

--

Ⅱ 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	100	100	99	0	0	0
年度末車両数	230	230	229	0	0	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第9号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。

4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。

6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。